



令和8年度

厚生財団事業案内

(一財)新潟県教職員厚生財団は、相互扶助のもと県内教職員の福利厚生事業を行っています。

また、教育の振興発展のため団体や事業に助成を行っています。

創立 | 大正3年1月25日
概況 | 団員数 21,289人
積立金 約323億円
令和7年12月31日現在

団員加入と厚生資金積立金

入団手続きされた団員の皆さまには、毎月積立てをしていただきます。

- 積立月額額は給料月額に対して規定額以上をお願いします。

積立月額	給料月額(教職調整額・調整額を含む) $\times \frac{1}{100}$ (100円未満は100円に切上げ) +800円以上	
例)	給料月額16万円台の方は	2,500円以上
	” 27万円台の方は	3,600円以上
	” 41万円台の方は	5,000円以上
	給料月額が1万円増すごとに積立月額100円以上を加算します。	

- ・積立月額をはじめ各種払込金は給料から控除いたします。
- ・ボーナスからも臨時積立てができます。
- ・厚生資金積立金は福利厚生事業の原資になるとともに貸付金の担保になります。在団中の一部払戻はできません。

- 厚生資金積立金は退団されるときに全額を払戻します。

福利厚生事業の実施

厚生資金積立金をもとにして、団員へ次のような事業を実施しています。

貸付金	普通厚生費 (厚生資金積立金に繰入れ)	特別厚生費
総合健診受診料補助 人間ドック・オプション検査	生命保険団体扱い 新潟県教職員年金 大樹生命	贈与・発行物 手帳・ダイアリー・広報
継続団員連絡会 (退職後も継続加入の方)	退職を祝う会	退職準備金借入れ 銀行あっせん

【令和8年度変更点】

- ・普通厚生費贈与率の改定
- ・貸付金の限度額引き上げ
- ・永年団員祝金の対象期間追加

貸付金種別 生活資金 | 自動車資金 | 結婚資金 | 入学資金 | 学資金 | 災害資金 | 住宅・宅地資金

特別厚生費種類 結婚祝金 | 出生祝金 | 就学祝金 | 病気見舞金 | 香げ料 | 弔慰金 | 災害見舞金 | 永年団員祝金 | 養育費

新潟県民のための教育・文化活動の実施

公益目的事業

県内教育の振興発展に寄与することを目的に教育団体や教育文化事業に助成をしています。

各教育関係団体 | 伝統文化・芸術活動 | 研究・研修目的のサークル活動 など

公益目的事業とは・・・公益法人認定法上です「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業です。

一般財団法人 **新潟県教職員厚生財団**

〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73

TEL 025-228-3581

URL <http://www.koseizaidan.or.jp>

FAX 025-224-8830

E-mail info@koseizaidan.or.jp

財団はこんなことをしています

貸付金

貸付種別	用途	限度額	利率
生活資金貸付金	資金が必要なとき	200万円	年1.20%
自動車資金貸付金	車の購入、車検や修理等に	400万円 ※ ¹	年1.20%
結婚資金貸付金	団員または子の結婚費用に	400万円 ※ ¹	年1.20%
入学資金貸付金	団員または子の入学費用に	400万円 ※ ¹	年1.20%
学資金貸付金	団員または子の在学費用に	400万円 ※ ¹	年1.20%
災害資金貸付金	災害に遭い資金が必要なとき	400万円 ※ ¹	年0.90%
住宅・宅地資金貸付金	宅地や住宅の購入、新築、増改築、修理等に	5年後の退職一時金+200万円 (最高1,300万円)	年1.20%

○利率は令和7年4月1日現在のものです。○借入れ事由の発生から1年を経過してのお申込みはできません。○在団期間が6か月を超えていない団員はご利用できません。 ※¹ 令和8年度改定

普通厚生費

贈与率	令和8年度改定	年0.24%	年度末に厚生資金積立金へ繰り入れ
-----	---------	--------	------------------

特別厚生費

種別	請求事由	贈与額
結婚祝金	団員が結婚したとき	5万円
出生祝金	団員に子が誕生したとき（死産ときは出産見舞金）	2万円
就学祝金	団員の子が小学校1年生になったとき	2万円
病気見舞金	入院10日以上または自宅療養30日以上るとき	2万円
香げ料	団員の家族が死亡したとき	5万円～1万円
弔慰金	団員が死亡したとき	30万円～7万円
災害見舞金	火災・水害・地震等に遭ったとき	30万円～1万円
永年団員祝金	在団10年・20年・25年・30年・35年・40年・45年※ ² を経過したとき	各期1万円
養育費	団員が職務のために死亡したとき（子の養育費）	月額1万円

○請求期限は事由発生から3年間です。○在団期間が6か月を超えていない場合は贈与金額が半額になります。 ※² 令和8年度改定

総合健診等補助

補助対象	健診または検査名	補助額
人間ドック	日帰りドック	15,000円
	1泊2日ドック	25,000円
オプション検査	肺がん検診（ヘリカルCT）	4,000円
	肺がん検診（喀痰細胞診）	1,500円
	C型肝炎検査（HCV抗体）	1,000円
	前立腺検査（PSA）	1,000円
	マンモグラフィ検査	1,500円
	乳がん超音波（エコー）検査	1,500円
	子宮頸がん細胞診検査	1,500円

○他団体の補助・助成と財団からの補助は重複できません。

保険

普通保険	大樹生命の保険を保険料割引がある団体扱いへ 随時加入可
新潟県教職員年金制度	団員のみが加入できる独自の年金保険制度 9月～10月募集

あっせん・その他

手帳・ダイアリー	現職団員は希望の方へお届け 継続団員は手帳をお届け
広報	広報「厚生財団」年3回（4月・7月・1月）発行
継続団員連絡会	継続団員を招待 9月開催（県内4会場）
退職を祝う会	25年以上在団して年度末に退職したときに招待 6月開催（県内3会場）
退職準備金銀行借入れ	退職前 8年～4年 700万円まで 3年以内 1,100万円まで